

第十回国会 人事委員会 議録 第十一号

昭和二十六年五月二十三日(水曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 田中伊三三君

理事 田中 重輔君 理事 藤枝 泉介君

理事 浦上房太郎君 理事 平川 篤雄君

理事 松澤 兼人君

有田 二郎君 加藤隆太郎君

塩田賀四郎君 西村 直巳君

福田 篤泰君 成田 知巳君

林 百郎君 岡田 春夫君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官 瀧本 忠男君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

人事院事務官 與田 隆君

つき、その補欠として片岡伊三郎君及び荻田アサノ君が議長の指名で委員に選任された。

委員片岡伊三郎君、星島二郎君、大野伴睦君、今村長太郎君、小林信一君及び荻田アサノ君等五名につき、その補欠として藤枝泉介君、福田篤泰君、有田二郎君、西村直巳君、菅田均君及び林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 藤枝泉介君が理事に補欠当選した。

五月二十二日

宇都宮市の地域給引上げの請願外一件(尾関義一君紹介)(第二二五六号)

児島市の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二五七号)

八浜町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二五八号)

高梁町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二五九号)

早島町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二六〇号)

福田町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二六一号)

新見、上市町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二六二号)

足利市の地域給引上げの請願(小平久雄君外一名紹介)(第二二六三号)

富田、吾妻両村の地域給引上げの請願(小平久雄君外一名紹介)(第二二六四号)

二一六四号) 連島町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二六五号)

井原町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二六六号)

妹尾町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二六七号)

琴浦町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二六八号)

勝山町の地域給引上げの請願(大村清一君外八名紹介)(第二二六九号)

林野町の地域給引上げの請願(大村清一君外八名紹介)(第二二七〇号)

茶屋町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二七一号)

等岡町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二七二号)

早島町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二七三号)

新見、上市町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二七四号)

牛窓町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二七五号)

備前町の地域給引上げの請願(大村清一君外八名紹介)(第二二七六号)

勝間田町の地域給引上げの請願(大村清一君外八名紹介)(第二二七七号)

西大寺町の地域給引上げの請願(星島二郎君外八名紹介)(第二二七八号)

山辺町外六箇町村の地域給引上げの請願(小平久雄君外一名紹介)(第二二七九号)

小俣町外三箇町村の地域給引上げの請願(小平久雄君外一名紹介)(第二二八〇号)

久野、筑波両村の地域給引上げの請願(小平久雄君外一名紹介)(第二二八一号)

大洲町の地域給引上げの請願(中村純一君紹介)(第二二八二号)

瀬戸町の地域給引上げの請願(大村清一君外八名紹介)(第二二八三号)

焼津市の地域給引上げの請願(西村直巳君紹介)(第二二八四号)

鹿島町の地域給引上げの請願(北川定務君紹介)(第二二八五号)

小城市の地域給引上げの請願(三池信君紹介)(第二二八六号)

横須賀市の地域給引上げの請願(岩本信行君紹介)(第二二八七号)

の審査を本委員会に付託された。

同日 茨城県下の地域給引上げに関する陳情書(水戸市茨城県庁内茨城県自治団体協議会議長小里初雄外五名)(第七五三三号)

静岡県下の地域給引上げに関する陳情書(静岡県知事齊藤壽夫外十名)(第七六〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

国家公務員災害補償法案(内閣提出第六八号)(参議院送付)

○田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

議事に入る前にまず理事の補欠選任についてお諮りをいたします。昨二十二日午後、理事の藤枝泉介君が委員を辞任せられましたので、理事一名が欠員となっております。この際理事の補欠選任を行いたいと思っておりますが、これは先例によりまして選挙の手續を省略して、委員長において指名をいたすことに異議はございませんか。

(異議なし)と仰る者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。それでは藤枝泉介君を理事に指名いたします。

○田中委員長 ただいまより国家公務員の災害補償法案、内閣提出第六八号、参議院送付、これを議題として質疑を継続いたします。平川君。

○平川委員 簡単に二つの問題だけだしておきたいと思っております。一つは、常に公務員の給與の問題で問題になっております例の「妙な言葉」であります。常勤的非常勤職員、いわゆる日

おそれがあると思うのですが、その点についての御方針はどういうようにお考えになりますか。

○慶應政府委員　ただいまの御質問は、要約いたしますと二つに分類いたしましたしとお答え申し上げた方がよろしくはなからうかと思うのであります。一つには公務災害の場合における結核性疾病の認定の方法、二つには結核性疾病に対する国家公務員に対する、いわば結核対策の一つの方法というようなことになるんじゃないやなからうかと思うのであります。まず第一の結核性疾病に対する公務災害であつたかどうかと、うかという認定の問題であります。ただいま成田委員から御指摘になりましたように、従来は結核性疾病に対する各人ごとのカードのようなものが備えつけられておりませんでしたために、はたして公務と相当因果關係があつたかどうかという、いわば認定の基準となる何ものもなかつたのでございます。従いまして、何ものもなかつたと申し上げますことは、別の面から申しますると、公務傷病に認定することがきわめて困難であるということに因果關係が結びつくのではないかと、思ふのであります。幸いにして健康管理の面から、先ほど申し上げましたような各人ごとの病歴のカードができる上りますために、それによりまして、客観的にはつきり把握し得る基本的なものをとることができる。その基本的なものを元にいたしましたして、結核性疾病が公務に起因するものであつたかどうかということが、従来に比較いたしました、とり容易にでき得る段階になつたといふことをまずお答え申し上げたいと存じます。

問題になります。これはやはり危険性があるかどうかということで、この問題は解決しなければならぬと思います。そうしますと、現在の公務員の就業状態から行きまして、あるいは賃金の問題から行きまして、特にまた昨日の慶徳さんの御答弁にもありました。が、現在採用するときには厳重な体格検査をやつておる、結核については特に厳重な綿密な検査をやつておる、こういうことを言われておるのでありますが、一応採用された方は結核性の疾患のないもの、こう考えるべきだと思います。こういう健康体の人が官庁に入つて、その後結核になつたといえますれば、一応公務に起因するものと推定する、こういう大原則をお立てになりまして、りつばなカードもできるものでありますから、そこで科学的に御調査になつて、これが公務からではないというはつきりした証明ができたならば、これを公傷病の取扱いにしない

という原則をまず打立てていただきたい。そして、一応公務に起因する肺結核であるという推定をして、そして反証をあげる、こういう方向に持つて行くのが正しいのではないか、こういうことを申し上げるのでありますが、それについての御意見を承つておきたいと思ひます。

○慶徳政府委員　私の先ほどのお答えにちよつと間違ひがあつたようでございます。成田委員は結核性疾病をすべて公務にしろという意味の御質問でなかつたにもかかわらず、さながらそうであるごとき口吻を漏らしたことをさお許し願ひたいと存じます。それはさとおきまして、ただいまの問題であります。私どもも考えの根本は同じで

ます。さらにまた先ほど御指摘になりました共済組合の赤字のことにつきましても、結核性疾患に起因するものも事実も私も十分承知しておりますのでございませう。従いまして、たとえ健康保険等においてやっておりますものがごく、全費用の少くとも三分の二までは事業主が負担するというような方法もあるものであります。さらにまた公務員の特権性からいいますれば、いくらかの方法は研究いたしまして、その他の方法はあろうかと思ひます。従つて基本的な考えをいたしましては、成田委員とまつた同様であります。ただこの解決の方法論をいたしまして、まず休暇の問題、これに対する裏づけとなる給與の問題、あるいは災害補償の運用の問題、あるいは共済組合の問題、さらにこれを裏打ちするところの財政的裏打ちの問題、これらを総合いたしましてやることにしよう、初めて完全な結核対策が成立し得ると思ひます。先ほど人事院といたしましては、先ほど申し上げました健康管理の面との関係もありまして、健康課長が中心となりまして、この結核対策全般を取上げて、目下きわめてスピードを上げて、検討中でございます。

つた場合に、これを公傷病と認定するかどうかという、この法律の解釈の問題なんです。できれば私どもは法律にはつきり、官公吏が結核疾患にかかつた場合には、これは公務に起因するものと推定する、こういう明確な規定を置いていただきたいと思ひます。それができないかと思ひました。運用の面でこれを解決しなければならぬ。何度も申し上げましたように、最近の事情から行きますと、国家公務員が結核になつた場合には、一応公務に起因したものとするのが妥当だ、こういうような解釈を私たちは持つておる。もちろんその中には、例外的に公務に基因しないものもあると思ひますが、原則的には一応これは公務に基因したものと考へまして、その後例外的なものにつきましては、官庁側から明確な反証をあげた場合に例外扱いにする。こういう運用方針にしたい。だか、この法律の精神は生きない、そういう考へ方で御質問申し上げておるのです。その点に御取扱いになるのか、一応明確に御答弁願ひたい。

どうしてもそこに一つの限界があるというところは、それは当然肯定せざるを得ない点であらうかと存じます。従つて問題は公務上の疾病であつたかどうかという認定の問題にならうかと思ひます。それでは、これはやはり何回も申し上げますが、これは事業主の損害賠償の観点に立つて立法されております以上、やはり何でもかでも認めるといふやうなわけには行かないと思ひますので、公務上に基因し、相当因果関係があつたものについて、運用面において考へたいという結論にならざるを得ないというふうに考へております。

肺結核として推定する、そうして反証があつた場合にはこれを公傷病の取扱いにしない、こういう運用方針が正しいやないか、この御質問申し上げておるのです。その運用方針を御答弁願ひたいと思ひます。

結核性の疾患は公傷病にするということ自体が困難であると思ひます。その中で、先ほど申し上げました休暇の問題、給與の問題、共済組合の問題、つまり個々の補償とそれ以外のものを総合的に勘案することによりまして、全体的に結核対策をより合理的に推進するという方法をとるべきであらうと考へておる次第であります。

す。国家公務員につきましても、労働基準法に定めておるのが最低であるのに、これより低額にするということは少しかねない。これを証明したいことは、私はそのときに証言をいたしましたわけでありませう。

○成田委員 国鉄としてこの法案に對しまして非常な不満を持つていらつしやるということはわかつたのでありませうが、そこで問題は国有鉄道法の六十條だつたと思いますが、国有鉄道の職員災害補償法の問題は、国家公務員の災害補償法ができた場合にはそれを準用する、こういう規定があつたと思ひます。準用でございませうから、そつくりそのまゝ持つて行かれるとは思ひませんが、やはり準用するといふその法律の趣旨から行きますと、非常に内容の悪い災害補償法がございまして、国有鉄道法の六十條で準用するといふ結果になりますと、せつかくいい補償を職員が獲得しておられるにもかかわらず、非常に内容が低下されるという結果になると思ひます。それについて運輸省當局はどういうお考えを持つておられるか、その点を明らかにしていただきたい。

○山内説明員 私直接それにタッチしておりませんで、責任持つてお答えすることはちよつとはばかりませうが、法的解釈といたしまして、国鉄があの条文を入れたのは、補償法のできる前でありまして、内容がないものではないといふ法律の趣旨になるのではないかとと思ひます。

○慶徳政府委員 成田委員のたゞいまの問題につきましては、参議院でも問題になつた点でございまして、政府側

といたしまして明確に答弁いたしておりますので、関連する事項でありますから、お答え申し上げたいと思ひます。

御承知の通りに国鉄法に、国家公務員災害補償法を準用するといふふうの書いてあるものでありますが、あの括弧の中の法律の番号は空文であります。昭和何年法律第何号と入りましてからこそ、初めてこの法律が法的に正確に準用されるということになるのであります。その括弧内がブラントであります。そのブラントの中には、年月日も、法律の番号も入つておりませんし、入る改正案も今のところ何も出ていないのであります。そういうことになつておられますので、従つて政府としましては、当然の法律解釈といたしまして、この法律が公布になりまして、この法律の公布の月日及び法律番号を、空文とされておる括弧内におち込む改正をしない限りにおいては、準用にも間接にも因果關係がないものであるといふことをはつきりお答え申し上げておきますので、この際あわせてはつきりお答え申し上げておきたいと思ひます。

○成田委員 現行法の解釈として準用できないのである、そういうことを政府としてはつきり御答弁になつておる。それはけつこくなんですが、問題は、そういう法律をつくつたといふこととです。六十條のねらいといたしまして、やはり国家公務員と国鉄職員を同じ取扱にする、こういう大きな考え方があつたと思ひますが、そういういたしますと、せつかくいい補償規定を獲得しておるにもかかわらず、この法律の

精神から行きますと、——今空文になつておりますが、この法律がございまして、政府の方で番号を入れまして準用されるおそれがあるのではないかとと思ひます。現行法の解釈としてはそれでいいと思ひますが、この点について政府はどういう方針を持つていらつしやるか、それをお尋ねいたします。

○慶徳政府委員 国鉄なり専売なりは、公社法によりまして、まづたゞ独自の立場になつておられますので、ひとりで災害補償ばかりでなく、一般の給與の問題につきましても、独自の立場において処理し得べきであらうと思ひます。従ひまして現在ブラントになつておられますところの補償法を準用するといふ規定がございませうが、この問題につきましましては、ともかくもこの法律は準用にならない。国鉄なり専売において独自の立場において、必要とあれば法律を出すであらう。法律を出す必要がなければ、現在団体協約で定められておるような方法等によつてやるであらうという考えをとおつておるわけでありませう。

○成田委員 慶徳さんが運輸省のお役人でしたら、そういう御解釈をされて私たちが非常に安心するのであります。問題は運輸省の考え方だと思ひます。国鉄、専売は、国家公務員法と別個に独自の法律で規定されているのだから、当然別個な取扱ひをされるのだ、こういうことを言われたのであるが、今までの政府のやり方を見ますと、政府の都合のいいときにはそういうことを言つて、都合の悪いときにはまた道な解釈をするのであります。決して終始一貫してない。従つてこういう法律が出ますと、この六十條をたてにいたしまして、現在のいい補償規定をこの法律並みに落してしまふ。こういう危険が私たちが予想されるのであります。この点についてもし運輸省の方で政府の方針をお知りならば承りたいと思ひます。

○山内説明員 その問題につきましまして、今言いましたように、国鉄の法制が国家公務員からはずれておりますので、政府がそれを強制することはないと私は信じております。

○林(百)委員 いろいろ問題がございませうが、先ほどの第十條の問題です。公務上負傷し、または疾病にかかつた場合に賠償の責任があるのだ。もしそれが公務上の負傷または疾病として相当因果關係がないから、補償責任がないのだといふことになれば、やはり立証責任は一応使用者側にあるといふようにわれ／＼は考えますが、その点はどうですか。

○慶徳政府委員 その立証責任の考え方が、公務上の疾病であるかどうかという立証自体は、当然賠償責任に立つところの使用人たる国であるといふふうに考えております。

○林(百)委員 公務員が一応公務上負傷または疾病にかかつたと思はれる場合には、原則として使用者側は賠償責任があるのだ、もしそれが公務上と相当因果關係がないのだといふこととでその補償責任をのがれようとする場合には、その相当因果關係がないといふことの立証の責任は使用者側が負うべきものである。われ／＼は、公務員が公務上／＼の仕事をして補償を得るような事態が生じた場合には、大体

原則として補償の請求ができるのであつて、その補償の責任をのがれようとする場合には、使用者側が立証の責任を負うべきではないと思ひます。もう少し具体的に申しますと、内部疾患といふような場合が具体的に申しては、けなんですが、たとえば国立病院で伝染病の患者を専任して看護するといふような場合、特別の規定があるならば聞かしてもらいたい。それから電話の交換手は、いつも口を交換の道具につけてゐるわけですから、非常に結核になる可能性も多いわけですから、それから郵政省の帳簿の整理、札の整理といふようなものも、非常に結核になる可能性が多いのでして、問題は手を切られ、足を切られたといふような場合より、むしろ公務員としては、内部的な疾患になつて長い間療養を必要とするといふような場合が、パーセントからいつたら非常に大きいと思ひます。が、そういう場合に、今あなたの言われるように相当因果關係だとか何とか、法理論が出て来てしまつて、相当因果關係がない、もと／＼お前のからだに弱いからだから、お前の因縁だといふことで補償を受けられないといふことになれば、重大な問題だと思ひます。こういう場合は相当因果關係があると思ひ、こういう場合は相当因果關係がないと思ひ、というように、具体的な事例で説明してもらいたい。

○慶徳政府委員 御指摘になりましたように、公務上の疾病につきましましては非常に問題がある点であります。労働基準法におきましても、法律自体には規定してございませうけれども、労働基準法施行規則におきまして、公務上の疾病とみなすところの條項を、数に

いたしますと三十七、八に分類いたしました規定にしております。たとえば代表的に申し上げますと、粉塵を飛散する場所における業務に因る塵肺症及びこれに伴う肺結核」というようなことも、これは一つの例でございますが、明確に規定してございます。従いまして私どもの方といたしましては、公務上の疾病につきましては、労働基準法において定められておりますのと同じように、いわゆる一つの職業的疾患というふうなものは、むしろ当然公務上に基くところの疾病であるというふうな、疑いのないよう明確に人事院規則において規定して行こうというふうに考えております。従いまして労働基準法施行規則において定めております以外の、いかに認定することが妥当であり公正であるかという問題が、先ほど来から問題になっておる点でなからうか、かように考える次第であります。

○林(百)委員 ですから、そういう場合の相当因果関係があるという具体的な事例、こういう場合は相当因果関係はないと思う、こういう場合にはあると思うというように、相当因果関係論をここであなたといくらやつても、抽象的なきつはきりがなくいわけですから、具体的に一つの基準を示してもらいたい。そうするとはつきりすると思ひます。

○慶徳政府委員 ただいま一つの例として読み上げましたごとく、当然考えられるものにつきましては、先ほど申し上げました労働基準法にありますが、ところの三十七、八の種類にわけて明確に定めて行こうという方針でありますことは、先ほど申し上げた通りであります。

ります。それ以外の、具体的にこういう場合にはどうする、ああいう場合にはどういう扱いをするかという問題になりますと、これは認定の問題でありまして、林さんからの具体的な例をあげてという御質問でありまして、けれども、一々例をあげて申し上げることはちよつと困難な点があるかと思ひます。ただ基本的な問題といたしましては、損害賠償の責に立つところの国が認定をいたしまして、その場合それにつきまして不平不満、不服があります場合は、この法律の第二十四條によりまして、当然苦情処理という方法によつて救済し得る問題になろう、この法律自体もそういう建前をとつてゐるわけでありまして。

○林(百)委員 これは現場の公務員の声なんですが、職業病というより、やはり問題は公務員の給與ベースが非常に安くて、十人間ならんか生活ができないために、肺病になんかかかれない条件を持つておつても、つい給與ベースが安かつたりいへる／＼して肺結核になるとか、あるいは胃腸障害がでるとか、あるいは内部疾患がでるとか、いふことになると思ひます。ですから、基本的な言つて、日本の公務員の給與体系が非常に安くて、文化的に健康な最低生活の保障ということが憲法上あつても無意味になつておるといふところ、やはり公務員が非常に内部疾患になつておるといふ大きな原因があると思ひます。ところがそれが相当因果関係があつても、給與の安いといふことは第十條にいわゆる公務上の負傷または疾病にかつた原因にならないといふようになつて来ないし、また公務員の置か

れておる基本的なベースが悪いのだから疾病になるということになると、公務員が病気になるというところは、例外はあつても、原則としてはやはり公務員の基本的な給與が安いといふことが原因しているからであると思ひます。これは相當広い範囲な解釈をしなければならぬ、ほとんどこれでもつて実質的な療養の保障を除外するといふ口実になつてしまふ危険が非常にあると思ひます。その点を十分注意して運営して行かなければならぬと考えるのですが、この点はどうか。

○慶徳政府委員 再三申し上げますごとく、公務上の疾病と認定いたし得るものを、ことさらに公務外に持つて行くといふようなことも、これは、もちろん絶対にいたさない方針でございます。ただ給與ベースが全体的に低いから、それに関連いたしまして、この問題についても相當一般的に、普遍的に取扱うような方法をとりませんと、いつくつて職入れずといふようなかつかうになるのではないかと、いふような御質問でありましたが、われ／＼の方といたしましては、給與ベース自体につきましては常に調査研究をいたしまして、なか／＼思ひますに行かぬ点も今までもずいぶんあつたのであります。が、今更で思ひますに行かぬかつかうといつて手をこまねいて待つておるのではないのであります。今後とも十分調査研究をいたしまして、随時必要に依り、公務員法第二十八條の規定による勧告を行う方針であるわけであり

○林(百)委員 それと関連して第十四條ですが、ここにもやはり免責の規定があるのですが、これは立証責任はどちら側にあると考えておりますか。これは明らかに政府側だと思いますが、それでいいですか。

○成田委員 相当因果関係の問題はどうも結論が出ないと思ひますが、具体的にもう少し掘り下げて、一つだけお聞きしたい。肺結核患者が出ましたときに、いろ／＼調査したが、公務に基因するものか、しないものか明らかでない、どちらとも判定がつかない、疑わしい場合には、人事院としてはどちらをおとりになる方針でしょうか。

○慶徳政府委員 はい、ヘンデリケートな問題でございますが、従来も労働基準法なり、災害保険法なり、あるいは恩給法なり、また従来の雇員扶助令、雇員扶助令——あえて先例のみにとらわれて申し上げるつもりではございませんが、もちろん先例のありますものにつきましては、その先例に準拠いたしまして、さらに先例のないような問題につきましては、この法律の第一條に書いてありますごとく、公正という原則に立ちまして、きわめて公正妥当な結論を出しまして決定をいたしたい。ただあくまでもその決定に對しまして不服のありますときは、第二十四條の規定による苦情処理といふふうにお答え申し上げざるを得ないと思ひます。りまして、公正な見解いかんといふことになりまして、率直に言ひますと、人間がやることでありますから、私情の入る場合もありましよう。それはなかなかかわずかしい問題と思ひます。で、この程度でかかんべん願えますれば幸いと存じます。

○成田委員 公正におやりになるというのですが、私がお聞きしているのは、この肺結核が公務に基因するかどううかというの、現在の科学の限度では判定が非常に困難である、どちらにもとれるという場合に、どちらをおとりになるのが公正であるかということに私はお聞きしておるのです。

○慶徳政府委員 公正と申し上げますことは、ただいたすに損害賠償の責を持つところの事業主のみに片寄るといふ意味でもなく、また必要以上に権利の保護をはかるという意味でもなく、不偏不党、どちらにも片寄らず、きわめて公正に判定をするという意味であります。

○成田委員 私は具体的に申し上げておるのです。具体的な疾患が発生した場合に、現在の科学の限度ではそれが公務に基因するものか、あるいはしないものか、どちらとも判断がつかない、どちらともとれる、こういう具体的な事例が出た場合に、これを公務に基因するものと判定されるか、基因しないものと判定されるか、どちらをおとりになるのが公正か、こういうことを私は聞いておる。私たちの解釈では、労働立法というものは、先例というものを言われませんが、どういふ先例があるか知りませんが、疑わしい場合には、被使用者である労働者側の利益のために解釈をくだすのが先例だと思ひます。これは労働立法の解釈として、日本においても、世界各國はもちろん、当然の解釈である。従つて具体的な疾患でどちらによるか判断するのに疑わしい場合には、当然公務に基因するものとして、職員に有利な認定をくだすのが妥当だと思ひますが、どうですか。

○慶徳政府委員 はい、ヘンデリケートな問題でございますが、従来も労働基準法なり、災害保険法なり、あるいは恩給法なり、また従来の雇員扶助令、雇員扶助令——あえて先例のみにとらわれて申し上げるつもりではございませんが、もちろん先例のありますものにつきましては、その先例に準拠いたしまして、さらに先例のないような問題につきましては、この法律の第一條に書いてありますごとく、公正という原則に立ちまして、きわめて公正妥当な結論を出しまして決定をいたしたい。ただあくまでもその決定に對しまして不服のありますときは、第二十四條の規定による苦情処理といふふうにお答え申し上げざるを得ないと思ひます。りまして、公正な見解いかんといふことになりまして、率直に言ひますと、人間がやることでありますから、私情の入る場合もありましよう。それはなかなかかわずかしい問題と思ひます。で、この程度でかかんべん願えますれば幸いと存じます。

の大きな方針論であります。不偏不党、公正と申し上げたことは、片方によるとか何とかという意味ではなくして、病歴なり、そのときの事故の起りまし客観情勢なり、あるいはその原因なり内容なりをつまびらかに審査いたしまして、ただいたすに使用主根拠を出しまして、疑わしきは輕きにつけるなどという考えはこうまつも持つておりませんが、疑わしくとも、あくまでも公正に認定をいたしたいということでもあります。

○成田委員 それでは私は答弁にならないと思ひます。これは法制通の岡部さんにひとつ御答弁願いたいと思うのですが、現在の科学の限度でどちらにも判定できるという場合には、どちらに判定されるか、こういう質問であります。

○林(百)委員 大体私は、使用者側は無過失の責任を負うべきだと思ひます。こういう近代の大きな企業をやつておれば、どんなに注意をしても、使用者側に過失がない場合でも、こういう危険は起きて来るんだ。かりに使用者側に過失がなくとも責任を負わなければならぬ。これは近代の企業に対する賠償の責任の原則なんです。ですから使用者側としては、公務員の、被使用者の傷害に対しては補償をとるんだ、これが原則的な立場である。使用者側が補償の責任を負わない場合は、特に明瞭に因果關係がない、あるいは使用者側がそれを明らかに立証した場合ということで、原則としては、やはり無條件というか無過失責任といひますか、一々使用者側が注意し切れませんから、企業自体の中に使用者側の補償ということを含んで、近代

的な企業というものはやつてゐる。政府企業でも、やはりそれは当然と考え、一切の企業をやつてゐるわけですから、責任を負うのは当然だ。しかし、明らかに因果關係もないし、こういう資料からいつたら公務上の原因でないということが、使用者側によつて、國によつて証明された場合に責任をのがれるというのが、私は原則だと思ひます。公正というけれども、公正というのとはどうにもつかないということ、やはり原則としては國は責任を負う。こういうのが、あなたの先ほどから言う公正妥當な立場だと私は考へるわけでありませう。

○岡部政府委員 私から簡単に成田さんのお尋ねにつきましてお答え申し上げますが、この法律案は申すまでもなく公務員保護の立法であります。従ひましてこの運用につきましては、公務員を保護するためにできるだけ有利に解釈し、運用すべき根本方針はきまつております。

○成田委員 そういたしますと、具体的な事例で、疑わしき場合には当然公務員の利益のために、公傷病として取扱ひになる、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○岡部政府委員 疑わしき場合とおつしやるわけでありませうが、問題になりました場合に、これは一定の方針が立つわけでありまして、公務上であるか、公務外であるかということも判定いたしまして、公務上あるいは公務に起因すると決定した場合におきましては公務上の扱ひをするわけでありませう。公務上でない決定した場合におきましては、公務上でないといひ判定するわけでありませう。

○成田委員 私が申し上げてゐるのは、具体的に肺結核が起きた場合、疾患が発生した場合に、公務に起因したもののか、公務に起因しないものか、現在の科学でわからない場合がある、どちらにもとれるという場合がある。そういう場合に労働者の利益のために、公務に起因するものとして取扱うのが労働立法の性質じゃないか、こう御質問申し上げておるのです。

○岡部政府委員 岡部局長にちよつと申し上げませうが、御質問の趣旨は、疑わしき場合をいかに認定するか、それは有利な認定をしてやるべき筋のものとあるといふので、ごもつともなことを思ひますが、あまりむずかしく考へないで、簡単に答弁してください。

○岡部政府委員 簡単に申し上げますが、これは抽象的に方針を申し上げますと、公務員保護の立法でありますから、できるだけ公務員に有利に解釈すべきものであります。それ以上具体的に私から申し上げる立場でないだらうと思ひます。

○田中委員 林君、建設、厚生がお待ちになつてゐますから……。

○林(百)委員 ちよつと参考までに聞きますが、第三條の実施機關というのは各行政庁の課長、次長が指揮者になるわけですか。

○慶徳政府委員 実施機關につきましては、給與の場合における実施機關と同じように、各省長及び相当大きな外局の長官というふうに考へております。

○林(百)委員 これはやはり具体的に指示、明記しないでいいのですか。どこかに明記してありますか。

○慶徳政府委員 この法律の第三條第一項に書いてありますように、人事院規則によりまして今後指定する考へてございませう。

○林(百)委員 その次は、今の因果關係について、厚生省、運輸省、建設省の方がおいてなつておられますから、掘り下げてお聞きしたい。実は當委員会でいただいた資料を見ますと、公務員の療養補償の中の件数は運輸省、建設省が非常に多いのでありますが、そのほかは全部零か、一單位なのに、運輸省が四一、建設省が四五二、郵政事業が三〇八、通運事業が三二六であります。運輸省、建設省の方に、その内容がどんなものであるかといふこと、ことに内部疾患との關係がどんなふうになつておるかといふことをお聞きしたいのです。

○山内説明員 今手元を持つておりませんので、ただちにお答えすることはできません。ただちにお答えすることはできません。

○林(百)委員 内部疾患については從來どういふ取扱ひをしておられますか。公務上か、公務上でないかという問題で、その判定で困難したような事例がありますか。もしあつたら具体的な事例を聞かしていただきたい。

○山内説明員 今までそういう点で問題になつたことはございません。

○林(百)委員 問題にならないといふことは、大体公務上ではないといふこととで処置をなされたのですか。大体公務上と因果關係がないといふことでこれを処理されて、問題はなかつたのですか。

規定がありますので、具体的にまだそれほど突き詰めた話が出たことは聞いておりません。

○岡部説明員 件数につきましては、お手元の資料に載つておると思ひますが、件数の原因別につきましては今資料を用意しておりませんので、ただちにお答えできませんけれども、特に運輸省、建設省におきましての件数が他の省と比べて多い原因は、現場の仕事が多うございませうので、傷害等を受ける機会が他の省と比べて非常に多い關係で上つておるのではありません。それから今の内部疾患の点につきましては、運輸省の方からお答えになりましてのと建設省も大体軌を一にいたしております。

○大山説明員 厚生省の分についてお答えいたします。従来厚生省の公務災害補償を取扱ひました件数の大部分は、結核の医療施設におきまして結核關係の治療に當つておる職員が大部分であります。その他一般の事務職員の結核の問題につきましては、ただいま他の省からお話がありましたように、あまり從來問題となつておらないような次第でございませう。

○林(百)委員 厚生省の方にお聞きいたしますが、結核療養の方に勤務しておる人などの内部疾患たとえ結核が発生したような場合、それが業務上と因果關係があるかないかといふようなことは、どういふ判定をしておられますか。

○大山説明員 その施設の長の意見を徴しまして、大体その意見によつておるものであります。

○林(百)委員 そういふ場合に、これは業務上と因果關係がないといふよう

なことではねられて問題が起きたとかいうようなことがありますか。大体業務上と因果関係ありと認定されて補償がされているわけですか。

○大山説明員 大体業務上と関係ありというふうに認定してやつておりまして、別段従来問題になつたことはございせん。

○林(百)委員 長がその意見を出すまではこれほどにも処置なしということなのですが、長が意見を出すまででなく、身体が障害を受けて十分な勤務ができないというような状況のもとで問題が起きているような場合はないですか。

○大山説明員 従来そのようなケースについて別段問題になつたことはございせん。

○林(百)委員 大休問題にしないのだ。あるいはあきらめてゐるのかもしれないのですか。

その次にこの法案で問題になりますことは、この条文の中には非常に迷道が多いと思うのです。口実でどうにもなる部分が非常に多いと思う。たとえば十一條に「相当と認められるものとする。」この相当という認定、それから二十一條は「補装具を支給することが出来る。」とあつて、義眼、義肢、補聴器とあるわけです。それから二十二條には「努めなければならぬ。」ということがありますが、こういうふうに相当と認められたものをやるとか、あるいは支給することができるとか、義眼、義肢、補聴器等の装具を支給することができるとか、あるいはそこに必要な施設をするよう努めなければならぬということがありますか、これに對しては義務違反だとか、あるいはほど

ういう義務を具体的に課するとかいうことは、どうやつてこれを監督し義務づけるようにするわけですか。たとえば、努めなければならぬ、努めなければならぬ程度しかできない、あるいはすることができるとあつて、別にしなければならぬとないからいいだろう、相当と認めらるべきは、この程度が相当だろうという場合には非常に問題が起きて来る。こういうような問題の処理はどうするのですか。

○慶徳政府委員 ただいまの十一條の相当という点でございしますが、これは労働基準法、労働保険法にも同様な規定があるのであります。要するに極端なぜいタクなものではない。要すれば社会通念的な補償を全うするという趣旨以外何もものございせん。それから補装具の支給と福祉施設の提供であります。この方はいわゆる損害賠償所見とはおのずから質が違ふのであります。努めなければならぬといふことができるという事項があります。が、実施機関の長と総合調整の権限を持つ人事院と相協力いたしまして、これの裏打ちとなるだけの予算の計上、施設一切につきまします。最善の努力をするという意味合いでござい

○林(百)委員 まず、努力をするのもつけようですが、努力をするというだけで、具体的にこうしなければならぬ、またそれに反する場合はどうかというようなことがなければ、これでまづたう努力はしているのだが、この程度しかできないということでは、くらでも逃げられると思ひます。それから二十一條ですが、義肢、義眼、補聴器等の補装具を適切な公務

員、ことに疾病あるいは負傷したという不幸の續いておる公務員に、支給することができるといふ程度では十分な保護にならないので、これはぜひ支給しなければならぬといふことにならぬと、これでは表面は国家公務員の災害を補償してやうなことになるが、むしろこれは水道を流しているようなものであつて、水の漏れて行く穴が方々にあつて、水を入れたところで水がたまりつこないという感じがわかれ、これは非常に支給しなければならぬといふようにできないわけですか。

○慶徳政府委員 ただいまは無制限にやるといふことになりまると、どんな場合にもやるといふことになりまると、傷害補償を受けたものに限定してやるといふのが基本的考え方でありまして、それがためにここでは適用をできるというふうに規定したわけでありま

○林(百)委員 そうすると一体どのくらいの経費がかかるかといふのです。これをやることによつてそんなに大きな負担になるといふことですか。○慶徳政府委員 冒頭に申し上げましたように、従来各庁ばら／＼になつておりましたので、統計的な資料その他において完備したものがございせんので、これからやつて行くといふのでございまして、補装具の分につきましても、具体的にどれだけの件数があり、どれだけの支給されたかという統計実績という資料は遺憾ながら持ち合せてございせん。

○林(百)委員 あなたの言うように、予算上非常に制限があるからやむを得ず支給することができるといふことにしたいというならば、従来人事院の研究によれば、それがこれだけの膨大な費用になつてゐるのだ、だからこれは支給し切れないのだというならわかりませんが、幾らだかわからないけれども、負担になりそうだから支給することとができるとしたといふのは、實際あなたの誠意を私は疑ひたい。やういふ人事院として各省の補装具の膨大な費用になつてゐる、これを日本の国家の現状として負担させるといふのは過重だからといふのはわかりま

す。全然資料も何もないのに、過重になりそうだから支給できないといふことにしておこうというやうな程度では、われ／＼は納得できません、どういふわけなのですか。

○慶徳政府委員 決してないがしろにするというやうな、林委員のおつしやいますやうなさもしい考えはございせんも持つておりません。努めなければならぬ、これはきわめて積極的によろ／＼にやろうといふふうに考へておる次第でございまして。ただ問題は、今まで申し上げましたやうに、本来の補償は当然の賠償責任の補償でありま

す。これはいわゆる予備金支出をもつてどん／＼出す。ところが二十一條、二十二條といふ問題につきましては、現在のおが国における他の例といたしまして、いわゆる損害賠償の範囲外になつておるもので、こういう事項を立てまして、言うまでもなく国が模範的使用主としたしまして、最善の努力をもちまして、大いに努力しかつ努めて行こうといふ趣旨でござい

○林(百)委員 その賠償の補償が十分ならよいのですよ。各委員より話がありますやうに、各民間の企業では、団体交渉あるいは労働協約によつていくらでも最低の労働基準法を上まわる協定ができるわけでありま

す。ところが公務員といふのは団体交渉権も何もない。これでは定められれば、これが労働基準法で規定されている最低のところまで規定されるわけですか。あなたの言うやうに補償が十分上まつてゐるならば、労働基準法よりこれだけ上まつてゐるのだから、これだけの義肢とか義眼とか補聴器といふものは、当然自分でも何とか調達すべきだといふならば、これはわかりま

す。これは最低の労働基準法を補償にして来て、そうして義眼、義肢、補聴器などは、これはもう補償の範囲外なのだから、ほしものは買つてやうといふのでは、公務員の十分の災害の補償にならぬと私は考へております。この点をもう一度お聞きしたいのです。それからもう一つは、二十二條に関連して三十三條で「人事院の統計的研究の結果に基いて、予算に計上されなければならぬ。」といふやうにありますが、これは人事院の統計的研究の結果に基いて予算に計上されなければならぬといふのと、努めなければならぬといふのと、これはどういふ関係になるわけですか。

○慶徳政府委員 まず先に第二の点を申し上げます。予算計上の問題につきましては、従来きわめて僅少な予算しか計上してございせん、各庁ばらばらになつておるもので、この法律の施行と同時に、総合調整の権限を持つところの人事院の調査研究に基いて予

算を計上いたしまして、より補償の効果をあらしめようという趣旨で定めたものでございます。

それからもう一つの最低基準——労働基準法とまったく同じものをやつて、あとははつたらかしてかまわぬというようにすることはけしからんではないかという、たいへんおしかりのお言葉でございますが、この点につきましては、先日も成田委員にお答え申し上げましたように、なるほど形式的には労働基準法とまったく同じでありますけれども、平均給與額その他の計算等につきましては、実質面におきましては、相当よくしている点もあります。

さらにまたもう一つ、国家公務員の特殊性から来るところの問題につきましては、別途新しい恩給制度等において考へることが適當というふうに考へまして、これはあくまでも損害賠償責任という観点においては、むしろ原則的に同じであらう、また同じであることが損害賠償責任論からいつて当然であらう。しかしながら国家公務員の特殊性を無視する考へはごまつものないのであります。その国家公務員の特殊性につきましては、新しい恩給制度等において十分考へたいという考へ方のもとに進めたい次第であります。

○林(目)委員 大分能書を聞かしていただいたのですが、実は賠償責任からいつて、民法上の規定からいつても、普通の民間でその人が不具になつた場合には、ホフマン式で計算して一生の生活の補償をやる。本件で規定されているような一時金で打切るといふようなことはないわけなのです。この点は民間の損害賠償責任よりむしろずつと輕

くなつてゐるので、これは比喩のものにかならないと思う。私は民法の原則に基づく損害賠償の責任より、この補償法の方がずつと下まつてゐるというように考へてゐるわけなのです。ことにそれが民間の非常な財力の乏しい者でも、法律的には相当大きな額の責任を負わされるのに、国家事業の国家公務員がこの程度の補償で、もう補償はしていると言はれるのは、かえつて公務員として迷惑だといふように私は考へるわけなのです。そういう意味で、この法律はむしろ民間の使用に対して、国家でもこの程度なのだから、お前たちはあまり親切にしてやらなくてもいいのじやないかといふようなことを教へるような、そういうことに使はれる危険が出て来ると思ふのです。そういう点で私たちは、この法案は公務員の災害補償ではなくして、むしろどうしたら責任を免除されるかという、使用者の責任免除法と名づけた方がいゝくらいだといふようなきらいがあるように思はれる。それで方々に責任をのがれる規定があるわけだ。

そこでもう一度あなたにお聞きしたいのですが、三十三條で「人事院の統計的研究の結果に基いて、予算に計上されなければならない」といふのです。そうすると人事院の統計的研究の結果出てくる数字は、予算にどうして計上しなければならぬのか、あるいは計上するように努めればいいのか、この点はどうなのですか。

○慶徳政府委員 財政法との関係であります。ここにおきましては人事院の調査研究に基きますところの資料に基きまして、財政法に基いて予算に計上するといふ趣旨でございます。

なおまた最後にもう一つだけつけ加へさせていただきますのであります。私は先ほど新しい恩給制度と一口に申したのであります。新しい恩給制度につきましては、マイヤースの勧告も出ております。マイヤースの勧告の線で行きますと、公務上の傷害者、あるいは公務上の死亡者等につきましては、当然年金を支給するという建前をとつております。従ひましてこれは事業主の損害賠償を忌避するといふような意味の規定ではございませんで、要すれば恩給制度におきまして、年金制によつて十分考へたいといふ考へは、依然としてかわりがないのであります。

○林(目)委員 いつできるか知りませんが、マイヤース勧告とかで十分の恩給制度ができるそうですが、それではそういう恩給制度ができたと、これと並行しておやりになつたらいかか……。(それまではどうつておくのか)と呼ぶ者あり(今のままでできてゐるわけだ)。それができるまでは結局のがれる道が開かれてゐることになると思ふ。

それともう一つ、三十三條の規定があなたの説明ではどうしてもよくわからないのです。「人事院の統計的研究に基いて、予算に計上されなければならない」とこの予算に計上する額といふのは、努力したという程度でいいのか、あるいは人事院の科学的な研究によつて出た数字といふものは、義務づけられて来るのか、その点がはつきりしないのです。

○慶徳政府委員 これは財政法との関係になりまして、義務づけられてゐるとは考へておりません。

○林(目)委員 そうすると、人事院の統計的研究の結果に基いて努力すればいいわけですか。

○慶徳政府委員 努力という言葉の内容にももちろんいろいろあると思ふのであります。こゝいう法律ができ上りました以上は、この法律の損害賠償の精神に立脚いたしましたして、やはりこの精神に沿うように財政法との調整をはかりまして、十分な予算を計上するといふ当然の義務が政府にはあると考へます。

○林(目)委員 そうすると、二十二條の「人事院及び実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に關して必要な施設のするに努めなければならない」とありますが、この「努めなければならない」といふのは、三十三條によつて人事院から具体的な数字が出た場合には、その予算は計上するに義務を持つて来るわけですか。

○慶徳政府委員 福祉施設の問題は、建物その他の問題もございすので、あまり徹底的に義務づけますと膨大な予算を必要とする。限界がございませぬので、あくまでもこれは努めなければならぬ。同時に予算の面におきまして、この精神に立脚いたしましたして、これがなし得るようにならなければならぬ。この予算に計上する額といふのは、努力したという程度でいいのか、あるいは人事院の科学的な研究によつて出た数字といふものは、義務づけられて来るのか、その点がはつきりしないのです。

○慶徳政府委員 つまりこの條文が若干明確を欠いておるようでありまして、直接の補償に關係するものはほんとうに計上する必要があるものであります。が、福祉施設等につきましては、この二十二條にありますが、努めるという條項が完全に実現をいたしますように努めなければならないといふことになるわけでございます。

○林(目)委員 結局努めなければならないことになつたそうですから、それでやめませう。

それからもう一つは、これは別に人事院を攻撃してゐるわけじやなくて、人事院としてはやむを得ぬと思ふのですが、しかし條文の体裁上どうなるのか聞いておるわけだ。それは二十六年度予算に計上される二億七千万円、これは何か根拠があるのですか。

○慶徳政府委員 これは、私どもの方の調査研究の統計資料を持つておりませんので、労働者災害補償保険法における保険料率を基本といたしまして、それで計算をいたしました計上したわけでございます。

○林(目)委員 そうすると、これは二十五年度はどのくらいだつたのですか。

○慶徳政府委員 ただいまはつきりした計数を持つておりませんが、二十四年度は一般、特別両會計を通じて三千万程度でございました。それから二十五年度からこれを實施する予定でありましたので、二十五年度二億二千万円。本年度二億七千万円でありまして、この二十五年度の二億二千万円と本年度の二億七千万円は、いずれも労働者災害補償法の保険料率を基本として計上したわけでございます。

○林(目)委員 そうするとこの法案ができて、この後補正予算を組まないとなれば、昨年度と比べてわずか五千万円程度ふえるといふことでは、これが実行されるということになるのですか。

○慶徳政府委員 この経費は、予備金支出が可能な経費になつております。従いまして、これに足りません場合にはおきましては、予備金をお出し願うという事になつております。

○林(百)委員 これは二億七千万円そのものが予備金支出の可能性も入れてあるのではないですか。

○慶徳政府委員 二億七千万円は、もうすでに実施されていまして、この本年度の予算に計上されております。二億七千万円が足りない場合に、なおかつ予備金支出が可能であるという事です。

○林(百)委員 そうすると、この法案を施行して行くとすれば、二億七千万円にどのくらい上まわる計算になりますか。

○慶徳政府委員 ただいまのところは、かつて各省における補償の実績を明確に把握しておりませんので、上まわるか、下まわるか、ちよつとはつきりわからないのであります。

○林(百)委員 それではこの法案が実行されることによつて、昨年度より保護されるのか、されないのかという点とも、数字の上ではわからないというふうにわれ／＼解釈していいのですか。

○慶徳政府委員 数字の上と申し上げますと、わずかに五千万円というよりなりくつになるわけでありまして、形式的な数字の面から見ますと、昨年よりは五千万円ふえるという事になるわけでありまして、ただ足りない場合においては、予備金支出ということになります。省てん／＼にやつておりましたのを、人事院の総合調整のもとに実施いたします関係上、大體見通しといたしま

しては、二億七千万円では足りないのではなからうか、かように考えております。

○林(百)委員 わかりました。人事院をあまり責めたところで、人事院の限界がありますから、これでいいと思ひます。

もう一つ労働基準法と比べまして、労働基準法の七十八條によりまして、重大な過失があつて免責になる場合は、やはり行政官庁の認定を受けなければならぬということ、やはり重大な過失による免責をする場合の認定について、もう一つ判断の機構があるわけですが、これは一方的に使用者が重大な過失がお前にあつたのだから免責だというふうなことで、それ以上の審議する機構がないわけですね。これは基準法の七十八條と比べて、その点いささか不公平になると思ひので、この点はやはりこれは参議院でも問題になつておりますが、何か免責の場合等を審議するとか、あるいはさつき言つた相当因果関係があるかどうかという点とを認定するといふものに対して、やはり何か審議会が何かをやつたらどうかという意見があるが、これはこの法案をかりに実行する場合を仮定して、も、そういうものが必要だと思ひますが、その点はどうか。

それからもう一つ、労働基準法ですと、補償の審議会があつて、やはりいろいろ検討するということになつておるわけですね。ですから直接使用者とそれから補償を受ける者のほかに、第三者が入つて来てそこを調整するようになつております。これですと、直接国と公務員という形になつて来て、そこを調節するものが、ただあなたの言う

ように人事院に要求するとか、裁判するといふ形になつておりますが、具体的に問題を審議する場合に審議会が何かあつて、それが調整するよりな方法の審議を講じていくかどうか。一方は国という強い立場にある。一方は公務員という立場にある。それが一方的な判断で免責事由を判断する、相当因果関係を判断するということでは、基準法と比べていささか不公平な感じがするが、その点はいかがですか。

○慶徳政府委員 苦情処理の問題につきましては、人事院規則で定めることになつておりますので、事人院規則におきまして、第三者の学識経験者の入る審議会をつくらうと思ひております。

○田中委員長 それでは別に質疑もございせんね。本法案に対する質疑はこれをもつて終了をいたします。

○田中委員長 ただいまよりこの法案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。まず藤枝君。

○藤枝委員 自由党は本法案に對しまして、賛成いたすものでございまして、公務員の災害の補償につきまして、從來非常に法令が不統一であり、しかもその精神でも、補償と申しますか、損害賠償と申しますか、そうした精神が不明確でありましたが、今回のこの法案によりまして、公務員の災害に對する補償の問題につきまして統一した法令ができ、しかも使用者たる国の無過失賠償責任の原則が確立されましたことは、これはまさに公務員にとりまして喜ぶべき現象であらうと思ひますのであります。ことに使用者たる国家

の責任となりますと、從來あるいは恩惠的な觀念もなかつたではないのであります。これがはつきりと使用者たる国家の無過失損害賠償の責任、国家の責任として定められたということ、一面におきましては、公務員が権利としてこの補償を受けるということになりましたことは、公務員の保護の立場から考えましても、十分納得のできることであらうと思ひます。従いまして公務員の権利としてこれが補償の権利が獲得された結果、この法案の中にもありますように、苦情処理の手段を求めまして、実施機関のやりまし

た仕事についてのさらに上級の一種の請求ができますようになりましただことは、当然ではあらうと思ひますけれども、これも從來の不統一な、しかも各省ばら／＼にやつておりましたこの問題に對しまして、一歩前進いたしましたものと考えるのでございまして、さらにこれは法案に直接の関係はございせんけれども、この法律案が施行されるのと並行いたしまして、從來各省でばら／＼に予算を組みましたこの補償の額につきましても、十分人事院の研究に基いた補償の予算が組まれたといふことも、この法律案の施行と伴つた一つの進歩であらうと私もは考へるのでございまして。

補償の額につきましては、いろいろ同僚議員からも御意見があつたのでございまして、この法案の建前が無過失損害賠償責任という建前をとつておられます以上、その無過失の損害賠償責任というものの限度というものはおのずからあらうと思ひるのであります。その限りにおきましては、本法律案が規定いたします限度が、わ

が国の実情においては、無過失賠償責任という限度におきましては妥當なものであると私は考へるのでござい

またこの実施機関の怠慢の問題でございまして、この法律案につきましては、補償を受ける側の公務員側につきましては罰則を設けてあるのでござい

ますけれども、実施機関の怠慢、過失等によりまして、この補償を受ける

せつ／＼の権利につきまして、それが延引いたすといふようなことが從來行われがちでありました。この実施機関の過失あるいは怠慢等につきましては、国家公務員法の原則に基きまして、懲戒処分その他が行われるであらうと思ひますけれども、総合調整の機

関でありまして人事院といたしましては、実施機関が迅速に——せつ／＼この補償を受ける権利につきまして、それが迅速に実現できますようになり、大いに人事院としても督促される必要が

さらに参議院の修正の問題でござい

ますが、これは施行期日の問題並びに恩給法との関係でありまして、当然の修正であらうと思ひまして、これまた賛成いたす次第でございまして。

ただこの法律案が施行されるにあたりまして、ただいまこの委員会におきまして、同僚の委員の方々からいろいろ御意見があらわれましたように、いわゆる国のなすべき福祉施設の拡充といふような点につきましては、これはもちろん内閣といたしましては十分考へるべきであります。また人事院

といひましたけれども、この福祉施設の拡充につきましては十分なる努力を払われる必要があると思ひるのでありま

す。

またこの実施機関の怠慢の問題でございまして、この法律案につきましては、補償を受ける側の公務員側につきましては罰則を設けてあるのでござい

ますけれども、実施機関の怠慢、過失等によりまして、この補償を受ける

せつ／＼の権利につきまして、それが延引いたすといふようなことが從來行われがちでありました。この実施機関の過失あるいは怠慢等につきましては、国家公務員法の原則に基きまして、懲戒処分その他が行われるであらうと思ひますけれども、総合調整の機

関でありまして人事院といたしましては、実施機関が迅速に——せつ／＼この補償を受ける権利につきまして、それが迅速に実現できますようになり、大いに人事院としても督促される必要が

さらに参議院の修正の問題でござい

ますが、これは施行期日の問題並びに恩給法との関係でありまして、当然の修正であらうと思ひまして、これまた賛成いたす次第でございまして。

ただこの法律案が施行されるにあたりまして、ただいまこの委員会におきまして、同僚の委員の方々からいろいろ御意見があらわれましたように、いわゆる国のなすべき福祉施設の拡充といふような点につきましては、これはもちろん内閣といたしましては十分考へるべきであります。また人事院

といひましたけれども、この福祉施設の拡充につきましては十分なる努力を払われる必要があると思ひるのでありま

す。

またこの実施機関の怠慢の問題でございまして、この法律案につきましては、補償を受ける側の公務員側につきましては罰則を設けてあるのでござい

あろうと思つてございます。私はその福祉施設の拡充の点と、実施機関の迅速なる処理の点につきまして、人事院の一層の努力を希望いたしまして、本法案に賛成いたすものでござい

○田中委員長 平川君。

○平川委員 民主党は、政府原案並びに参議院の修正案に対して、賛成いたすものであります。

ただいま藤枝委員から申されましたように、各種の点につきまして、まだ不十分なところがあると思ひますが、一応一歩前進したものと承をいたす次第であります。ただいま申された希望事項は、重複いたすものがありま

いたしまして、賛成の意を表する次第であります。

○田中委員長 成田君。

○成田委員 日本社会党はもろもろこの法案に反対でございます。

ただいま自由党の藤枝委員あるいは民主党の平川委員から、本法案は一つの統一したものであり、あるいは進歩の跡を見出すことができる、こういう賛成意見を述べられておりますが、この法案を一読していただいても、気がつくわけでござい

ものであります。労働立法は勢い企業中の最低線を基準とする、そうならざるを得ないわけでありまして、現にそのために比較的大きな工場とか、比較的内容のいい工場におきまして、労働者は自主的に労働協約によりまして、最低基準である労働基準法に定むる補償規定より有利な規定を獲得してお

補償規定、しかもその最低限度の補償しか與えないというに至つては、はなはだしい片手落ちでありまして、政府はこの不合理、この矛盾を、本法案の形で公然と行おうとしておるのであります。このことがいかに不都合な結果をもたらすかは、一例を申したらわか

公務との間に相当因果関係があれば、公務病と認めるところまで折れて来たのであります。藤枝さんなんかの御意見によりますと、公務員採用のときには、結核については特に厳重な身体検査をやる、また採用後も定期的に精密な体格検査をしておるから、公務に起因する結核疾患かどうかは科学的に判定できる、こう言つていらつしや

